

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

碧南市

2 構造改革特別区域の名称

醸造のまち碧南 焼酎特区

3 構造改革特別区域の範囲

碧南市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

碧南市（以下「本市」という。）は、県庁所在地の名古屋市から40km圏内に位置し、北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、地形的には標高約10m強の碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地です。

行政区域は、東西8km、南北12kmで、面積は35.86km²を有しています。

(2) 沿革

昭和23年、新川・大浜・棚尾・旭の4か町村が合併し、愛知県で10番目の市となりました。また、昭和30年には明治村大字西端を合併しています。

(2) 人口

本市の人口は、市制施行した昭和23年4月では約4.2万人であり、多少の増減を伴いながらも増加傾向を保ちつつ、平成15年に7万人に達しています。その後、平成20年の約7.4万人をピークに減少し始め、現在では約7.2万人前後で推移していますが、日本人の減少を外国人の増加が補っている状況です。なお、現在の人口の約5.6%を外国人が占めています。

（平成29年9月30日現在人口：72,396人（うち外国人4,040人））

(3) 産業

窯業、鋳物、醸造などの伝統産業と臨海工業地域を中心に、輸送用機器関連産業などがバランスよく存在し、さらには、商業、農業、漁業とも調和のとれた産業構造と

なっています。

ア 醸造業

日本で最初に味淋専業として創業した九重味淋を始めとする味淋4蔵、碧南が発祥である白しょうゆ醸造事業所が3蔵、知多・三河地域独特の溜りしょうゆ3蔵、味噌1蔵、酒2蔵と多様な醸造品がこの狭い市域に揃うのは珍しいことであり、発酵文化の根付いた土地柄です。

イ 農業・漁業

農業では、農業振興地域の農地922haを基盤として、南部一帯は砂質土壌で露地野菜（にんじん、たまねぎ、かんしょ）を主体とし、野菜指定産地の指定を受け、県下でも有数の産地となっています。また、北部一帯では、水稻、小麦、大豆等の他、田から畑への転換による果樹（いちじく等）が栽培されています。加えて、市内各地で施設園芸（トマト、キュウリ、ナス、切り花、観葉植物等）が行われ、畜産も南部の養豚団地を中心に盛んです。

漁業では、三河湾での海面漁業において、矢作川を中心にいくつかの中小河川の流入があるため、天然の栄養が行き届き、魚介類の成育も良く、古来より内湾漁業が盛んです。また、内水面漁業では、愛知県で唯一の天然湖沼である油ヶ淵において、伝統的な漁法である磯角建網漁や刺網漁が行われており、コイ、フナ、ウナギ、ナマズ等が水揚げされています。

ウ 窯業

良質な三河粘土を原料にして製造されるコンロ・火消しつぼ・ホーロク・焼きいもつぼ等の日用品、三河の植木鉢として定評のある素焼鉢・駄温鉢・菊鉢・蘭鉢等が主な製品です。三河陶器の素焼・赤焼等の植木鉢は、粘土のきめは荒いが、水はけが良く通気性に優れ、いぶし焼植木鉢は他産地にはなくインテリア性に富んでいる点が好まれています。また、三河コンロは天保年間（1830年）に既に製造されており長い歴史をもった特産品となっており、現在では三河粘土と珪藻土を使用した多種多様なコンロが製造され全国に出荷されています。

(4) 観光

三大花まつり（桜、藤、菖蒲）には、市内外から多くの方々が訪れております。また、市南部の大浜地区の「てらまちエリア」には、織田信長初陣の地と伝わる場所や、徳川家康が伊賀越えの際に上陸したとされる場所がある他、家康の幼名「竹千代」の

名づけ寺とされる「称名寺」、国の重要文化財に指定される大浜大仏のある「海徳寺」があります。歴史的な建造物として、現存する日本最古の味淋専門の醸造元「九重味淋」の大蔵は、国の登録有形文化財としてその風格を漂わせています。

また、「碧南海浜水族館」、「青少年海の科学館」や「藤井達吉現代美術館」といった学びの場が点在し、「明石公園」や「臨海公園」といった公園施設も充実しています。

(5) その他

「醸造」「器」をテーマに、近隣市（常滑市・半田市・西尾市）と連携して「竜の子街道広域観光推進協議会」が立ち上がっており、醸造文化の発信・継承にも取り組んでいます。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市における農業では、農業者の独自の取り組みによる商品のブランド化や6次産業化の動きも見られますが、全体的には高齢化や後継者不足といった問題を抱えています。漁業においても、高齢化や後継者不足の問題が同様に叫ばれています。

また、本市には花まつりや歴史の感じられる寺社が集まる地区といった観光資源があります。碧南海浜水族館や藤井達吉現代美術館といった施設は、その規模は大きくないものの多くの方々にご来場いただいています。加えて、市内にある宿泊施設は多くの海外からの観光客（主に中国）に利用されており、その稼働率は90%を超えています。しかしながら、市内外から訪れる観光客の滞在時間が短いこと、海外からの観光客は単なる宿泊地としての利用にとどまっており、市内観光施設等に足を運んでいただけない現状があります。

こうした中、住む人には当たり前の「地域で取れる新鮮な食材（野菜、魚）を、地域で醸造された調味料で調理した料理」が、新たな地域の特産品「焼酎」とともに味わえる環境を整えることで、継続的な地域活性化につながるものと思われれます。市民にとっては、地域の農産物、海産物や醸造品の価値の見直しと郷土愛の醸成につながります。農業、漁業、醸造事業者にとっては、消費拡大と収入の安定化による次代への事業継承につながります。また、観光客にとっては、観光+αが楽しめる（滞在時間の延長）ものとなります。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法の特例措置を活用した本計画は、特産物である農産物（米、にんじん、たまねぎ、さつまいも、いちじく、落花生）から作った焼酎の製造・提供を推進することで、以下のことを目的とします。

- (1) 農業・醸造業の活性化（魅力向上、後継者育成、事業承継）
- (2) 農家レストランの新たな起業
- (3) 碧南市の魅力発信
- (4) 交流人口の拡大

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、農家のみならず、農業関係者、漁業・水産加工事業者、醸造事業者等、多分野にわたり新たな事業展開が考えられます。地場産業の活性化が見込めるのは勿論のこと、各産業の魅力向上による後継者問題解消や新規就業者の増加も図れるものとなります。

市内飲食店では、地産地消を更に推し進めた地元の食材（野菜、魚）を地元の調味料（味淋、しょうゆ、味噌、酒）を用い、地元で生産されたコンロで調理した料理の提供が可能であり、新たに醸造される焼酎とともに人を呼び込むための大きな魅力となりえます。また、料理で味わった農産物・海産物・醸造品や器としての陶器そのものの付加価値の向上による関連産業の振興も考えられます。

加えて、市外、県外、海外から本市を訪問する際の楽しみとしての「料理と焼酎」が加わることで、来訪者増加と滞在時間の延長により、経済波及効果が期待できます。

《特産酒類の製造事業者数》

区分	平成30年度目標	平成31年度目標
製造事業者数（累計）	1件（1件）	1件（2件）

《碧南市への年間観光入込客数》

区分	平成28年実績	平成31年目標
年間観光入込客数	254万人	260万人

8 特定事業の名称

709（710、711） 特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

709（710、711） 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（米、にんじん、たまねぎ、さつまいも、いちじく、落花生又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を主たる原料とした単式蒸留焼酎の製造をしようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

碧南市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物として指定された農産物（米、にんじん、たまねぎ、さつまいも、いちじく、落花生又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を主たる原料とした単式蒸留焼酎を提供・販売することにより、地場産業振興と地域活性化を図るために単式蒸留焼酎を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（米、にんじん、たまねぎ、さつまいも、いちじく、落花生又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造

しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことは、新たな地場産業の創出につながるだけでなく、既存の地場産業の活性化と継続性、地域の魅力の再発見や交流人口の拡大など、地域の活性化も期待できる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。また、当該特定事業の実施主体の事業計画案を確認するとともに、酒税を適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導する。